

第13回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日(月) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について
議案第5号 農地農利用の最適化の推進に関する指針について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第13回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、渡人の農地処分に伴い、親の代から長年管理をまかされていた受人へ移転されるものでございます。

 2番は、基盤整備予定地内の農地で農地集積となるものです。

 いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。

 審議の程よろしくお願いいたします。

議長 次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。

 まず、1番は私が担当ですので私から発言いたします。

 耕作者については認定農業者で問題はございません。また、一部に乾燥機倉庫を建設されるようですが、最も近い住宅とも100メートル以上離れており、騒音問題も心配ないかと思えます。

議長 次の2番案件は、7番委員お願い致します。

7番委員 2番は、現地を確認しましたが、基盤整備予定地で受人は認定農業者ですので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それでは、次に審議に入ります。
ご意見ご質問はございませんか。

8番委員 倉庫は何棟建てられるのでしょうか。

事務局 2棟の予定です。調整区域でもあるため利用計画図を提出頂き、県に確認を取りましたが、2アール未満のため許可不要との回答を頂いております。
また、駐車部分を含めた施設用地以外は、耕作利用が必要であることを伝えております。

議長 他にございませんか。
(発言者なし。)

議長 それでは、無いようですので採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

議長 続いて、2番案件を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で2番案件は許可することに決定します。

議長 それでは、

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、1件の申請がっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
当地は、新産業団地造成計画の東隣りに唯一残る農地になります。受人は、産業団地計画内に倉庫を所有されておりますが、売却により2棟の農業倉庫を1棟に集約されます。しかし、農業機械等は1棟に集約できるものの、あふれるものがあるため当地を置場利用されるものです。また、現在の自宅通路が軽トラック

程度しかないため、当地にトラクターなどが通行可能な通路を確保する計画でもございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。許可相当がどうかという点と併せて、付すべき意見があるかどうかの審議をするものです。

担当地区委員の意見を4番委員からお願い致します。

4番委員 ○○さんは地元地区で農業をされている方で問題はありません。
また、産業団地造成に伴い農業倉庫がなくなることから代替地ともなるものですので、通路確保も重要なことから問題ありません。

議長 ありがとうございます。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入りたいと思います。
許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございます。
全員賛成で許可相当とすることに決定いたします。

議長 では、次に

議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、1件の申請がっております。
事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
ご審議の程、よろしく申し上げます

議長 事務局説明が終わりました。
それではご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
それでは、採決に入ります。
議案第3号は一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決いたします。
議案第3号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 全員賛成で許可相当とすることに決定します。

議長 それでは、次の

議案第4号 下限面積(別段の面積)設定について

議長 議案第4号について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
 年に一度、下限面積について審議をすることとなっております。
 (資料読み上げ)
 担い手への集積・集約化を推進する必要があること、農地細分化の防止の観点、
並びに新規参入者促進の観点から柔軟な対応をとる必要があることから、現行の
30アールとし変更は行わない案でございます。
 なお、近隣市町において変更はあっておりません。
 ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 皆さんからご意見ご質問はございませんか。
 (発言者なし)

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
 現行の30アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 全員賛成で、下限面積は30アールとします。

議長 それでは、次に

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長 議案第5号について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 遊休農地については、過去の実績から解消が大きく進むと状況にはなく、中山
間での基盤整備があるならば大きく変わるかと思われれます。しかし、基盤整備の
協議に進展がないところからできる解消面積はごく僅かと考えられます。
 このため、森林化した農地も遊休農地のままとまっていることから今後は、こ

の部分に取り組むことで、遊休農地面積の減を想定したところでございます。

担い手への農地集積率については、国の目標80%が示されておりますが、本市では中山間農地があること、兼業農家が多かった経緯がある等から実績に基づきつつ目標設定をしているところです。

最後に新規参入数については、過去の実績と市の計画を基に年間2経営体、3年で6経営体としたところです。

うち数としては、施設栽培が5経営体、残り1経営体は果樹を想定し面積の算出をしているところです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 それでは、皆さんからご意見ご質問はございますか。

9番委員 地域性があるのかもしれませんが、専業農家を育成していくというのは分かりますが、市街化区域やその周辺では細切れの農地も多く、大牟田みたいなどころでは認定農業者だけではなく兼業農家の参入も考えていいのではないかと思います。

議長 事務局長、何か方策はなかったでしょうか。

局長 現在、50歳までの青年就農給付金、そして、定年後の就農を支援するため50歳以上を対象とした中高年等交付金に取り組んでいるところです。
今後、兼業農家については調査検討を行っていきたいと思います。

9番委員 知り合いで定年後の給付金を使おうとしたが、使えなかったと聞いたが。

局長 記憶が定かではありませんが、所得300万円が目標だったかと思います。
それ以外の要件もあったかのではと思います。

9番委員 利用している人がいるかどうかは知りませんが、もし、使われていないのなら制度を見直すのも必要ではないかと思います。

局長 現在、5人の利用があっており、発足から考えると年にお一人の利用という状況です。

議長 9番委員よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。

議案第5号の案に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

(議長) ありがとうございました。
全員賛成で案どおり指針を決定いたします。

議長 では、次の報告に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
次に、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かみなさんからございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。

議長 次の

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)

無いようですので、報告3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 以上をもちまして、第13回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上